# 船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令　抄 （平成二十五年政令第百二十七号）

## 第二章　経過措置

#### 第四条（改正法附則第六条第七項の政令で定める手数料の額）

船員法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第六条第七項の規定により納付しなければならない手数料の額は、次のとおりとする。

* 一  
  国土交通大臣の行う相当検査を受けようとする者  
    
    
  イ又はロに掲げる区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額
* 二  
  改正法附則第六条第二項の証書又は同条第四項の証書の交付を受けようとする者（登録検査機関が相当検査を行った船舶に係るこれらの証書の交付を受けようとする者に限る。）  
    
    
  八千六百円
* 三  
  改正法附則第六条第二項の証書又は同条第四項の証書の再交付又は書換えを受けようとする者  
    
    
  八千六百円

#### 第五条（改正法附則第七条第二十七項の政令で定める費用）

改正法附則第七条第二十七項の政令で定める費用は、同条第二十六項第六号の検査のため同号の職員二人が当該検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張することとした場合における旅費の額に相当する額とする。

# 附　則

この政令は、二千六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。  
ただし、第二章の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年五月一日）から施行する。